

各 { 都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長  
児童相談所設置市市長 }

こども家庭庁支援局長  
(公印省略)

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）」等の一部改正に伴い、関係通知を下記のとおり改正し、令和7年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いする。

**【資料掲載箇所】**

こども家庭庁ホーム > 政策 > 障害児支援 > 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

[令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について | こども家庭庁 \(cfa.go.jp\)](#)

記

- 1 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について  
別紙1のとおり改正する。

(改正の概要)

- (1) 終了した経過措置に関する記載の削除
- (2) その他所要の改正

- 2 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について  
別紙 2 のとおり改正する。

（改正の概要）

- （1）利益供与等の禁止規定について、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人への利益供与も対象に含むことの明確化等
- （2）終了した経過措置に関する記載の削除
- （3）その他所要の改正

- 3 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 13 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について  
別紙 3 のとおり改正する。

（改正の概要）

- （1）利益供与等の禁止規定について、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人への利益供与も対象に含むことの明確化等
- （2）その他所要の改正

- 4 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 23 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について  
別紙 4 のとおり改正する。

（改正の概要）

- （1）利益收受等の禁止規定について、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人からの利益收受も対象に含むことの明確化
- （2）その他所要の改正